人間ドックを受診する方は必ずお読みください



令和6年度 互助会 人間ドック補助金の取扱いについて

《対象経費·補助額上限》

人間ドック、付加健診の費用、同時に受診するオプション検査の費用を対象とします。 検査費用が補助額上限に満たない場合は実費を補助します。

区 分	補助額上限(稅込)
人間ドック・協会けんぽ付加健診 [※] ※生活習慣病予防健診(一般健診)に付加健診をプラスした場合の費用	40,000円
人間ドック・協会けんぽ付加健診から一般健診等に変更した場合 ※生活習慣病等予防健診(一般健診のみ)等、通常の健診に変更した場合の費用	5,282円

- ●協会けんぽ付加健診は、令和 6 年度より 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳、70 歳が対象となります。
- ●脳ドック等の専門ドックを単独で受診する場合は補助対象外です。人間ドック(総合的な検査)との同時受診に 限り補助対象とします。

《受診申込~補助金支払までの流れ》

健診機関への受診申込

事業主または会員個人が健診機関へ申し込んでください。

- ①健診機関 人間ドック、付加健診を実施する健診機関(県外の健診機関も可)
- ②受診期間 令和6年4月1日(月)~令和7年3月31日(月)
- ●健診機関へは互助会会員であると伝える必要はありません。

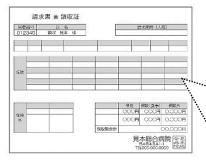
2 健診機関への支払

事業主または会員個人が健診機関への支払いを行ってください。

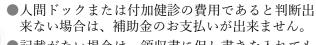
●補助金の送金まで一時立替払いをしていただきます。

❸ 勤務先へ請求書等を提出

会員個人が支払いを行った場合は、受診料の請求書または領収書の写しを、勤務先の事業所 に提出してください。



「健診機関・受診者・受診日・受診料・人間ドックまたは付加健 診であること」が記載されているか、必ず確認してください。



●記載がない場合は、領収書に但し書きを入れても らうか、ドックまたは付加健診の受診とわかる書 類等を添えて提出してください。

4 補助金の請求・支払

補助金の請求〈事業所→互助会〉毎月20日締切 最終締切日:令和7年4月4日(金) 補助金の支払〈互助会→事業所〉毎月末日支払 最終支払日:令和7年4月30日(水) ●初回支払日は令和6年5月31日(金)です。(4月は令和5年度分最終支払月)

島根県民間社会福祉事業従事者互助会 事務局

島根県社会福祉協議会 総務企画部内

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 TEL: 0852-32-5970